

## 横浜市中央卸売市場本場青果部専門部会要綱

制定 令和3年3月25日  
経本支第457号（市場担当理事決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市中央卸売市場開設運営協議会要綱（以下、「開運協要綱」という。）第8条第1項、第2項第3号及び第6項に基づき、横浜市中央卸売市場本場青果部専門部会（以下「部会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （担当事務）

第2条 部会は青果部にかかる次の専門事項を担任する。

- (1) 青果部における売買取引に関する事項
- (2) 開運協要綱第8条第1項第2号により決議された事項

### （部会長及び副部会長）

第3条 部会の構成員（以下「部会委員」という。）の定数の上限は7名とする。

- 2 開運協要綱第8条第4項に基づき、部会に部会長1名、副部会長1名を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会委員の互選又は会長の指名により定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

### （会議）

第4条 部会の会議は、会長又は部会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会委員のうち半数以上が出席しなければ成立しない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

### （会議の傍聴）

第5条 部会の会議は公開とし会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は会議ごとに部会長が定める。

- 2 部会の会議の傍聴は原則として会議当日に部会長が定めた時刻（以下「締切時刻」という。）まで先着順で定員まで受け付けることとするが、部会長は次のいずれかに変更することができる。
  - (1) 締切時刻までに定員を上回る申し込みがあった場合は抽選により傍聴者を決定する
  - (2) 部会長が定める期日までに申込みとし、定員を上回る申し込みがあった場合は経済局中央卸売市場本場経営支援課職員が抽選する
- 3 傍聴を希望する者は氏名及び住所並びに「市場関係者」「報道機関」「その他」の別を明らかにしなければならない。

### （会議資料の配布）

第6条 部会の会議を公開するときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、部会長が定める。

### （秩序の維持）

第7条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音、インターネットその他の方法による音声または画像若しくはその両方による中継等を行ってはならない。ただし、部会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を所持している者、酒気を帯びている者及び部会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第8条 部会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、部会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、経済局中央卸売市場本場経営支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。